

【表紙】

【発行登録追補書類番号】5－外1－1

【提出書類】発行登録追補書類

【提出先】関東財務局長

【提出日】2024年6月20日

【会社名】ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド
(The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)

【代表者の役職氏名】共同最高経営責任者
デイビッド・リャオ・イ・チエン
(David Liao Yi Chien, Co-Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】香港、クイーンズ・ロード・セントラル1番
(1 Queen's Road Central, Hong Kong)

【代理人の氏名又は名称】弁護士 小馬瀬 篤 史

【代理人の住所又は所在地】東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】03-6775-1000

【事務連絡者氏名】弁護士 井 上 貴美子
同 相 澤 思 絵
同 清 水 ゆうか

【連絡場所】東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】03-6775-1157
03-6775-1746
03-6775-1939

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】社債

【今回の募集金額】ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（香港上海銀行）
第4回円貨社債（2024） 600億円

【発行登録書の内容】

提出日	2023年6月1日
効力発生日	2023年6月9日
有効期限	2025年6月8日
発行登録番号	5－外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの募集実績】
(発行予定額を記載した場合)

番 号	提出年月日	募集金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし				
実 績 合 計 額		該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 5,000億円
 （発行残高の上限を記載した場合）

番 号	提出年月日	募集金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実 績 合 計 額	該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） 該当事項なし。
 【安定操作に関する事項】 該当事項なし。
 【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

(注) 当行は、本書において、課税、法令及び規制についていかなる助言もするものではない。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下は、ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（香港上海銀行）（以下「発行会社」という。）が発行する、ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（香港上海銀行）第4回円貨社債（2024）（以下「本社債」という。）について記載されており、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

1【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘 柄	ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド （香港上海銀行）第4回円貨社債（2024）（注）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	600億円
各社債の金額	1 億円	発行価額の総額	600億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率（％）	年0.808％
利払日	毎年6月27日および 12月27日（ただし、最終の利払 日は2027年6月25日）	償還期限	2027年6月25日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2024年6月20日	払込期日	2024年6月27日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

（注）本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 （以下「振替機関」という。）（注）	東京都中央区日本橋兜町7番1号

（注） 振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなす。

公告の方法

本社債に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。本社債権者の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「財務代理人とその職務」に定義する。）がこ

れを行う。財務代理契約（下記「財務代理人とその職務」に定義する。）には、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）に基づき必要な時は常に、発行会社は、財務代理人に対して、発行会社に代わってかかる公告を行うよう書面により請求すべき旨が定められる。

引 受 人

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2024年6月20 日に調印された元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。共同 主幹事会社に対し て支払われる本社 債の幹事、引受け および販売に係る 手数料の合計は、 本社債の総額の 0.20%に相当する 金額である。
H S B C証券株式会社	東京都中央区日本橋三丁目 11番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 13番1号		
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称 する。)			
合 計		60,000	

(注) 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当し、金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の共同主幹事会社であるH S B C証券株式会社は、発行会社の子法人等（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第31条の4第4項に定義される。）に該当する。H S B C証券株式会社は、発行会社の完全子会社である。発行会社は、本社債の発行価格および利率（以下「発行価格等」という。）の決定を公正かつ適切に行うため、みずほ証券株式会社を本社債の独立引受幹事会社（以下「独立引受幹事」という。）とし、独立引受幹事がH S B C証券株式会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事がH S B C証券株式会社から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じている。また、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定した。

財務代理人とその職務

本社債について社債の管理会社は設置されない。

財務代理人・発行代理人兼支払代理人の名称	住 所
----------------------	-----

株式会社三井住友銀行

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社三井住友銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2024年6月20日付の財務代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、本社債の償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

発行会社は、財務代理人を随時変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が有効に選任されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。

振替機関が発行会社に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。

後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる選任が有効とされる日をもって、あたかも社債の要項および財務代理契約において財務代理人・発行代理人兼支払代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

利息支払の方法

本社債の利息は2024年6月28日（その日を含む。）からこれを付し、毎年6月27日および12月27日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。ただし、最終の利息は、2026年12月28日（その日を含む。）から2027年6月25日（その日を含む。）までの期間について、2027年6月25日に支払われる。6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記「1 社債（短期社債を除く。）の募集一利率」に定める利率による経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は発行会社または財務代理人が下記「摘要－3 支払い－(ハ)」に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

償還の方法

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法－(2)」または「償還の方法－(3)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2027年6月25日に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

(2) 税務上の理由による償還

本社債の発行日以後に有効となった、香港、その下部行政主体またはそのもしくはその域内の課税権限を有する当局もしくは機関の法令または決定の変更、あるいは、かかる法令または決定の解釈または運用の変更の結果として、発行会社が下記「摘要－4 税制上の理由による追加の支払い」に基づき追加額（下記「摘要－4 税制上の理由による追加の支払い－(イ)」に定義する。）の支払義務を次の利払日に負っているかまたは負うこととなる場合、発行会社は、その選択によりいつでも、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。ただし、下記に定めるかかる償還の公告は、本社債に関してある日に支払期限が到来したと仮定すれば発行会社が追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日から90日前よりも前に行うことはできない。

発行会社が下記「摘要－4 税制上の理由による追加の支払い」に基づき追加額の支払義務を負うこととなり、かつそのときに有効な香港、その下部行政主体またはそのもしくはその域内の課税権限を有する当局もしくは機関の法令または決定によって発行会社がかかる追加額の全部の支払いを禁じられている場合、発行会社は実務上可能な限り速やかに、ただしいかなる場合も(i)発行会社にかかる追加額の支払義務を生ぜしめた事由の発生日または(ii)かかる法令もしくは決定の発効日のいずれか遅い日から40日以内に、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付してかかる法令または決定の制限に従って償還する。

本「償還の方法－(2)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式な権限ある署名者1名が署名し、(i)発行会社が下記「摘要－4 税制上の理由による追加の支払い－(イ)」に基づき追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなる旨、(ii)発行会社が本「償還の方法－(2)」に基づき本社債の償還を選択するかまたはその償還義務を負っている旨、(iii)償還予定期日、および(iv)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法－(2)」に基づき発行会社が償還を行う権利または義務の前提条件が成就した旨を記載した証明書、ならびに上記(i)および(iv)に記載の事項を確認する定評ある独立の法律顧問の意見書を交付する。

かかる証明書および意見書は、前段落に記載の償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社はかかる償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日（下記「摘要－3 支払い－(ロ)」に定義する。）とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法－(2)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、本社債の償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法－(2)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

(3) 買入消却

発行会社およびその子会社は、公開市場その他においていかなる価格でも本社債を随時買入れることができる。買入れが公開の買付けによる場合、すべての本社債権者に同様の申入れを行わなければならない。

い。当該本社債は、これを保持し、転売または消却することができる。ただし、適用法令および振替機
関業務規程等において別段の定めがある場合を除く。

担 保

本社債には担保および保証は付されない。

本社債の地位

本社債は、発行会社の直接、無条件、非劣後、かつ無担保の債務であり、本社債相互間で優先することなく現在および将来において同順位であり、また、法律により定められた強行的例外を除き、発行会社の現在および将来のその他すべての非劣後かつ無担保の債務と現在および将来において同順位である。

財務上の特約

該当事項なし。

社債権者集会

(1) (a)本社債の未償還総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社を代理する財務代理人に対し財務代理人の本店において請求した場合（かかる本社債権者は財務代理人に対しその本店において保有証明書（下記「摘要－2 債務不履行事由」に定義する。）を提示するものとする。）、または(b)発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対し社債権者集会の開催予定日より少なくとも35日前までに書面による通知をした場合、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。

社債権者集会が招集される場合、発行会社は当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに本社債権者に対して行い、かつ、財務代理人に発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

(2) 本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席もしくは代理人を通じて、または発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定めるところに従って、書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する（その時点で未償還の）本社債の金額に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに保有証明書を財務代理人に対しその本店において提示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対し保有証明書を提示しなければならず、さらに、当該本社債権者は、当該保有証明書を振替機関または当該本社債権者の関連する口座管理機関（下記「摘要－3 支払い－(イ)」に定義する。）に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。

(3) 当該社債権者集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総数の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議（以下に定義する。）を要する。

- (a) すべての本社債に関してなされる支払いの猶予、その債務もしくはその債務の不履行によって生じた責任の免除または和解（下記（b）に記載の事項を除く。）
- (b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または発行会社の破産、会社更生もしくはこれらに準ずる手続に関するすべての行為
- (c) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および授權される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、いずれも（その時点で未償還の）

本社債の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。)(以下「代表社債権者」という。)または社債権者集会の決議により指名および授權される社債権者集会の決議を執行する者(以下「決議執行者」という。)の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更

(d) 社債の要項の条項に基づいて特別決議が要求されているその他の事項

「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の未償還総額に係る議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。

社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは(発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は)電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席した議決権を行使したものとみなされる。

- (4) 上記のいかなる規定にもかかわらず、発行会社または本社債権者が社債権者集会の目的である事項に関して提案を行った場合に、すべての議決権者がかかる提案に対して書面または(発行会社が電磁的方法による同意の表明を許可する場合は)電磁的方法によりその同意を表明した場合は、かかる提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなされる。本規定に従い、社債権者集会の決議があったものとみなされた場合、発行会社は、財務代理人に対して、その旨および当該決議の内容を速やかに通知する。
- (5) 本「社債権者集会」に従って行われた決議または行われたとみなされた決議は、すべての本社債権者に対して、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法の許容する範囲内で拘束力を有し、その執行は代表社債権者または決議執行者がこれにあたる。
- (6) 本「社債権者集会」において、発行会社またはその子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。
- (7) 社債権者集会は日本国東京都において開催される。
- (8) 本「社債権者集会」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

準拠法および管轄裁判所

発行会社による本社債の発行に関する授權を除き、本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟その他の裁判手續は、非専属的に、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに同意する。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判手續につき、発行会社の権限ある訴状その他の裁判上の書類の受取人として発行会社の東京支店の日本における代表者を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受領する場所として現在日本国〒103-0027東京都中央区日本橋三丁目11番1号HSBCビルディングに所在のある発行会社の東京支店のその時々住所を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為(あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。)をなすことに合意する。かかる受取人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合、発行会社は直ちに日本国東京都に所在のある後任の権限あるかかる受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。かかる場合、発行会社は、財務代理人に対して、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに書面で通知し、その旨を速やかに公告する。

本「準拠法および管轄裁判所」に記載される事項は、本社債権者が、発行会社に対して、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟その他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

摘 要

1 信用格付

(a) 信用格付業者から付与された信用格付

本社債につき、発行会社の依頼により、金商法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）を取得していない。

(b) 無登録格付業者から付与された信用格付

本書提出日現在、発行会社の無担保シニア長期債務には、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）およびS&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）からそれぞれ、Aa3およびAA-の格付が付与されている。本社債について、発行会社はムーディーズおよびS&Pより格付を取得する予定である。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、金商法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない（以下「無登録格付業者」という。）。無登録格付業者は、金融庁の監督および登録格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金商業等府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）が、また、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が、金商法第66条の27に基づく信用格付業者としてそれぞれのグループ内において登録されており、ムーディーズおよびS&Pはそれぞれ、かかる信用格付業者の特定関係法人（金商業等府令第116条の3第2項において定義される。）である。ムーディーズおよびS&Pが付与する信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（<https://ratings.moody.com/japan/ratings-news>）の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

2 債務不履行事由

以下の事由を債務不履行事由（以下、本社債についてそれぞれを「債務不履行事由」という。）とする。

- (a) 本社債に関して支払期日の到来した利息のいずれかの金額の支払いについて不履行が発生し、かかる不履行が14日間継続する場合。ただし、(i)かかる支払いに適用のある、財政もしくはその他の法令、もしくは管轄裁判所の命令を遵守するため、または(ii)かかる法令もしくは命令の有効性もしくは適用可能性について疑義がある場合において定評ある独立の法律顧問から上記14日間中のいずれかの時点で受けたかかる有効性もしくは適用可能性に関する助言に従って、当該支払いの留保または拒絶をする場合、かかる不履行とはしない。
- (b) 香港において発行会社を清算する旨の命令がなされるか、またはその旨の有効な決議がなされる場合（ただし、特別決議によって事前にその条件が承認された再建スキームまたは合併スキームに関連する場合を除く。）。

債務不履行事由のいずれかが発生した場合、各本社債権者は、その選択により、財務代理人の本店において発行会社に対して当該本社債権者によるまたは当該本社債権者のための書面による通知をなすことにより（当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、振替機関または関連する口座管理機関により発行された当該本社債の保有を証する証明書（以下「保有証明書」という。）を提示しなければならない。）、直ちに当該本社債権者の保有するいずれの本社債についても、期限の利益の喪失を宣言することができ、かかる場合、当該本社債は、更なる措置または手続を講ずることなく直ちに当該本社債の金額の100%でその日までの経過利息を付して支払われる。ただし、財務代理人がかかる通知を受領する前にすべての債務不履行事由が治癒された場合、この限りでない。

(x) 上記(b)に掲げる事由が発生した場合、または(y)時の経過、通知の付与もしくはその双方により当該事由が発生する事態が生じた場合、発行会社は、直ちに（ただし、上記(y)の場合は発行会社がかかる事態を知ることとなったときに直ちに）、かかる事由または事態を財務代理人に書面で通知し、その旨を本社債権者に対して財務代理人を通じて公告する。また、上記(a)に掲げる事由が発生するか、または時の経過によりかかる事由が発生することとなる事態が生じた場合、発行会社は直ちにかかる事由または事態を財務代理人に書面で通知し、その旨を本社債権者に対して財務代理人を通じて公告する。

本「摘要－2 債務不履行事由」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

3 支払い

- (イ) 本社債の元金および利息の支払いは、支払代理人により、本社債権者に対して振替法および振替機関業務規程等に従って、本社債権者が機構加入者の場合には直接に、その他の場合には本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）を通じて行われる。
- (ロ) 本社債の元金または利息の支払期日が日本国東京都における銀行営業日（以下「営業日」という。）ではない場合、本社債権者はその翌営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息その他の追加支払いを受ける権利を有しない。
- (ハ) 支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を支払代理人がかかる支払期日後に受領した場合、発行会社は、自らまたは財務代理人をして、支払代理人によるかかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし遅くとも14日以内に、本社債権者に対してその旨および支払方法ならびに支払日を公告し、または公告させる。かかる金額の受領時点で支払方法もしくは支払日のいずれかまたはその両方を決定することができない場合、発行会社または財務代理人は、かかる金額の受領ならびに決定している範囲での支払方法および/または支払日を本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法および/または支払日の決定後速やかに、本社債権者に対して公告する。当該公告に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

4 税制上の理由による追加の支払い

- (イ) 本社債に関する一切の支払い（元金、利息その他を問わない。）は、香港、その下部行政主体またはそのもしくはその域内の課税権限を有する当局によりまたはそれらのために、課され、賦課されまたは徴収されるいかなる性質の税金、賦課金その他の公租公課のためのまたはそれらを理由とする源泉徴収または控除を行うことなくなされる。ただし、法律により、かかる源泉徴収または控除が要求される場合、この限りでない。かかる場合、発行会社は、かかる源泉徴収または控除が要求されなければ本社債権者が受領していたであろう金額が本社債権者によって受領されることとなるための追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、(i) 単に当該本社債を保有すること以外に香港と関連を有することを理由として、当該本社債について税金、賦課金その他の公租公課を負担する本社債権者に対するまたは当該本社債権者のための第三者に対する当該本社債に関する追加額、および(ii) 本社債券が発行された場合に限り、関連日（下記(ハ)に定義する。）から30日を超えた本社債に関する追加額（ただし、

本社債券をかかると30日の期間の末日に支払いのために呈示すれば本社債権者が追加額を受領できたであろう場合は除く。)は、支払われない。

- (ロ) 社債の要項の他のいかなる規定にもかかわらず、発行会社によりまたはそのために本社債について支払われる金額は、1986年アメリカ合衆国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第871条(m)に基づき要求される源泉徴収または控除（以下「内国歳入法第871条(m)源泉徴収」という。）、および内国歳入法第1471条(b)に記載の契約に基づき要求される源泉徴収もしくは控除、またはその他内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる規定に基づく規則もしくは合意、かかる規定に関する公的解釈、もしくはかかる規定に関する政府間の取組みを実施するための立法に基づき賦課される源泉徴収もしくは控除（以下「FATCA源泉徴収」と総称する。）を行った上で、支払われる。発行会社またはその他のいずれの者も、内国歳入法第871条(m)源泉徴収またはFATCA源泉徴収に関して、追加額を支払う義務を負わない。
- (ハ) 本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において「関連日」とは、(i)元金もしくは利息の関連する支払期日が最初に到来した日、または(ii)支払期日以前に支払代理人によってかかる支払期日に支払われるべき全額が適式に受領されない場合、支払代理人によってかかる全額が受領され、発行会社もしくは財務代理人が上記「摘要－3 支払い－(ハ)」に従ってその旨の最後の公告を本社債権者に対して適式に行った日のうち、遅い方の日を意味する。
- (ニ) 本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において元金または利息には、本「摘要－4 税制上の理由による追加の支払い」に従い元金または利息に関しそれぞれ支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要－4 税制上の理由による追加の支払い」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

5 本社債券の不発行

本社債の社債券（以下「本社債券」という。）は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期日未到来の利付無記名式に限るものとし、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元金および利息の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他すべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行に従う。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合、かかる日本国の法令および日本の市場慣行が優先する。

本社債券の発行に要する一切の費用は発行会社の負担とする。

6 時 効

本社債の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

7 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、その本店に備え置く。

8 通貨の補償

本社債の元金、利息または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合、かかる判決または命令に関して本社債権者がかかる通貨により受領したまたは回収したいかなる金額も日本円建てで受領したまたは回収した金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、かかる本社債権者に対して、(i)かかる判決または命令のために、日本円で表示されている金額がかかる日本円

以外の通貨に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と(ii)かかる判決または命令（またはその一部）の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律の許容する範囲内で、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、発行会社に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本社債権者が猶予したか否かを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有する。

9 修正および変更

適用ある法律により最大限許容される範囲内で、社債の要項については、以下の修正および変更のみに限り本社債権者の同意なしに行うことができる。かかる修正および変更とは、不明確な条項の明確化、誤りのある条項に関する訂正もしくは追加、本社債権者の利益のために行う誓約の追加、もしくは発行会社に授与された権利もしくは権限の放棄を目的とするもの、または発行会社が必要として要望するもので、かつ本社債権者の利益に悪影響を及ぼさないようなその他の方法によるものとする。発行会社は、かかる修正および変更を直ちに財務代理人に書面で通知し、その旨本社債権者に対して実務上可能な限り速やかに公告する。本「摘要－9 修正および変更」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

10 日本国における課税

投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債に関する課税上の結果について自身の税務顧問に相談すべきである。

日本国の居住者および内国法人が支払いを受ける本社債の利息および本社債の譲渡または償還による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者または外国法人が支払いを受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、一般的に日本国の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者または外国法人が支払いを受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、かかる利息または所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となる可能性がある。なお、かかる日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

11 香港における課税

以下は、本社債の元利金およびその他の支払いに関連する本書提出日現在の香港における課税上の結果を、本社債を保有する者（法人、個人を問わない。）が税法上香港の居住者ではないことを前提として要約したものである。この要約は本書の日付時点で有効な法律に基づいており、かつ一般的な情報提供のみを目的にしている。この要約は本社債の取得、保有、または処分に伴って発生する香港のすべての課税上の結果の完全な分析を意図したものではなく、かつ法律上もしくは税務上の助言を意図したものではなく、またそのように解してもならない。

投資を検討している者は、本社債の取得、保有または処分に伴って発生する香港の課税上の結果に関し税務顧問に相談する必要がある。

源泉税

香港では本社債の元利金の支払いまたは本社債の売却に係るキャピタル・ゲインに関していかなる源泉税も課税されない。

利益税

香港では、香港で通商、職業もしくはビジネスに従事しているあらゆる者に対し、香港でのかかる通商、職業もしくはビジネスから発生するか、またはそれらから派生する課税可能な利益（資本資産の売却に起因した利益を除く。）に関する利益税が課税される。

以下のいずれかの状況に該当する場合には、本社債に係る利息は利益税の課税対象になる。

- (i) 本社債に係る利息が香港に由来し、香港で通商、職業もしくはビジネスに従事する会社が利息を受け取るか、またはかかる会社に対して利息が発生する場合、
- (ii) 本社債に係る利息が香港に由来し、香港で通商、職業もしくはビジネスに従事する者（会社を除く。）が利息を受け取るか、またはかかる者に対して利息が発生し、かつ当該通商、職業もしくはビジネスの資金に関する場合、
- (iii) 利息が受領された金額または利息が発生する金額が香港の域外で支払われ得る場合であっても、本社債に係る利息が金融機関（内国歳入条例（香港法第112章）で定義されている。）によって受領されるか、または当該金融機関に対して発生し、かつかかる利息が当該金融機関の香港でのビジネスを通じて発生しているか、または当該ビジネスの遂行に起因して発生している場合、または
- (iv) 利息が受領された金額または利息が発生する金額が香港の域外で支払われ得る場合であっても、本社債に係る利息が会社（金融機関を除く。）によって受領されるか、または当該会社に対して発生し、かつかかる利息が当該会社のグループ間ファイナンス事業（内国歳入条例（香港法第112章）で定義されている。）を通じて発生しているか、または香港における当該事業の遂行に起因して発生している場合。

利益税（受取利息）課税免除命令に従い、（銀行条例（香港法第115章）第2条の意味における）香港で公認されている金融機関に預託された預金（表示通貨を問わず、また、当該預金が預金証書によって証されているか否かを問わない。）に関し、金融機関以外の者に対して1998年6月22日以降に発生する受取利息は香港の利益税の支払いを免除されている。ただし、この免除規定は一定の状況で借り入れられた金銭を担保または保証するために利用される預金には適用されない。本社債の発行に関する目論見書は香港の会社条例（清算およびその他雑則条項）に基づいて登録されていないことから、発行会社による本社債の発行は上記の支払免除規定が適用される預金に該当する可能性がある。

さらに、本社債の売却、処分または償還が香港で従事している通商、職業またはビジネスの一部であるか、その一部を形成している場合には、かかる本社債の売却、処分または償還に起因した利益には利益税が課税される。

印紙税

本社債の発行および発行後の譲渡に際し印紙税を支払う必要はない。

2【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
600億円	1 億2,000万円	598億8,000万円

(2)【手取金の使途】

本社債の手取金は、2024年および2025年にかけて、融資業務における発行会社の資金調達源を多様化するために使用される。

第2【売出要項】

該当事項なし。

募集又は売出しに関する特別記載事項

金融機関（破綻処理）条例は本社債の契約条項に優先し、本社債に悪影響を及ぼす可能性がある

2017年7月7日、香港金融機関（破綻処理）条例（628章）（以下「FIRO」という。）が施行された。FIROは、とりわけ、関連する破綻処理当局により指定される、発行会社を含む香港における認可機関その他対象内の金融機関の破綻処理体制の確立について規定している。破綻処理体制は、経営不振に陥っている香港における認可機関または対象内の金融機関を安定させその存続を確保するために、適時かつ秩序ある破綻処理をもたらす行政上の権限を関連する破綻処理当局に対し与えることを目指している。特に、契約上の権利および財産権ならびに破綻処理において債権者が受け取る支払（支払の優先順位に関するものも含む。）に影響を及ぼす権限が関連する破綻処理当局に対して与えられる。これらの権限には、本社債またはその元本もしくは利息の全部または一部を消却し、償却し、変更し、転換しまたは交換する権限および本社債の契約条項を修正または改正する権限（これらはすべて本社債の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。）が含まれるが、これらに限定されず、本社債権者は、結果として自らの投資の一部または全部を失うおそれがある。本社債権者は、FIROに服し、また、FIROに拘束されることとなる可能性がある。

2021年6月25日、香港政府は、金融機関（破綻処理）（解除権停止の契約上の認識—銀行部門）規則（以下「ステイ・ルール」という。）を官報に掲載した。ステイ・ルールは、香港立法会による審査手続の完了後、2021年8月27日に施行された。一定の移行期間を前提として、ステイ・ルールの適用を受ける事業体は、FIROに基づき香港金融管理局が課す可能性のある一時的なステイに契約当事者が拘束されることに同意する旨の適切な規定を、一定の金融契約において採用する必要があり、その結果、適格事業体とその相手方当事者との間の対象内の金融契約に影響を及ぼす可能性がある。

FIROの実施は未検証であり、FIROに関連する一定の詳細は二次的な法制および関係規則を通じて規定される予定であるため、発行会社は、金融システム一般、発行会社の相手方当事者、発行会社、発行会社の連結子会社、発行会社の事業および／または発行会社の財政状態に対するFIRO、ステイ・ルール、FIROに基づき制定される可能性のある二次的な法制ならびに／または関係規則および規制の完全な影響を評価することはできない。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

本社債の募集に関する発行登録追補目論見書の表紙に発行会社のロゴおよび名称、本社債の名称ならびに共同主幹事会社の名称を記載する。

発行登録追補目論見書の表紙裏面に以下の記述を記載する。

「ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド（香港上海銀行）第4回円貨社債（2024）（以下「本社債」といいます。）について社債の管理会社は設置されません。このため、ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド（香港上海銀行）（以下「発行会社」といいます。）が本社債に基づく義務を履行しない場合など、必要な場合には、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を各々の本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務をも負担しませんし、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものではありません。」

「本社債は、1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また登録される予定也没有ありません。本社債は、証券法が認める登録義務が免除される一定の場合を除き、米国においてまたは米国人に対してもしくは米国人の計算においてもしくは米国人の利益を目的として、募集または売付けされてはなりません。本項において用いられる用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有します。」

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(2023年12月期) 自 2023年1月1日 至 2023年12月31日
2024年6月14日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当事項なし。

3【臨時報告書】

該当事項なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に重要な変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。